

17 議案第21号関係

おいらせ町営住宅管理条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現行
<p>(入居の承継)</p> <p>第13条 町営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該町営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、公営住宅法施行規則<b>第12条</b>で定めるところにより、町長の承認を得なければならない。</p> <p>(家賃の決定)</p> <p>第14条 町営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入(同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第28条において同じ。)に基づき近傍同種の住宅の家賃(第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合(<b>次条第1項ただし書に規定する場合を除く。</b>)において、第35条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、町営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該町営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。</p> <p>2、3 略</p> <p>(収入の申告等)</p> <p>第15条 入居者は、毎年度、町長に対し、収入を申告しなければならない。<b>ただし、入居者が公営住宅法施行規則第8条各号に掲げる者に該当する場合において、収入を申告すること及び第35条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると町長が認めるときは、この限りではない。</b></p> <p>2 前項に規定する収入の申告は、公営住宅法施行規則<b>第7条</b>に規定する方法によるものとする。</p> <p>3 町長は、第1項の規定による収入の申告に基づき(<b>同項ただし書に規定する場合にあっては、公営住宅法施行規則第9条に規定する方法により</b>)、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知</p>	<p>(入居の承継)</p> <p>第13条 町営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該町営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、公営住宅法施行規則<b>第11条</b>で定めるところにより、町長の承認を得なければならない。</p> <p>(家賃の決定)</p> <p>第14条 町営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入(同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第28条において同じ。)に基づき近傍同種の住宅の家賃(第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第35条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、町営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該町営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。</p> <p>2、3 略</p> <p>(収入の申告等)</p> <p>第15条 入居者は、毎年度、町長に対し、収入を申告しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する収入の申告は、公営住宅法施行規則<b>第8条</b>に規定する方法によるものとする。</p> <p>3 町長は、第1項の規定による収入の申告に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。</p>

改正案	現行
<p>するものとする。</p> <p>4 略</p> <p>(収入超過者に対する家賃)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 町長は、前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項 <b><u>(第15条第1項ただし書に規定する場合にあっては、令第8条第3項において準用する同条第2項)</u></b>に規定する方法によらなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(公営住宅建替事業に係る家賃の特例)</p> <p>第38条 町長は、前条の申出により公営住宅の入居者を新たに整備された町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第30条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、<b><u>令第12条</u></b>で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>(公営住宅の用途の廃止による他の町営住宅への入居の際の家賃の特例)</p> <p>第39条 町長は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第30条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、<b><u>令第12条</u></b>で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p>	<p>4 略</p> <p>(収入超過者に対する家賃)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 町長は、前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項に規定する方法によらなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(公営住宅建替事業に係る家賃の特例)</p> <p>第38条 町長は、前条の申出により公営住宅の入居者を新たに整備された町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第30条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、<b><u>令第11条</u></b>で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>(公営住宅の用途の廃止による他の町営住宅への入居の際の家賃の特例)</p> <p>第39条 町長は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第30条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、<b><u>令第11条</u></b>で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p>